

[別紙1]

鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進 事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (下宿契約締結前(改装着手前)まで)

※○原則、下宿受け入れ先と県外生徒の間で下宿契約を締結する前に交付申請する必要があります。ただし、将来的な下宿受入に備えて整備を行う場合は、改装に着手する20日前までに申請してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (補助金申請理由により提出時期が異なりますので、交付要綱を確認のうえ、期限内に提出してください。)

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

0857 - 26 - 7517 koutougakkou@pref.tottori.lg.jp